



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010 年 10 月 20 日

「LT会」会報第 10-16 号（総 74 号）

上海良図商務諮詢有限公司

電球が消した？ 日本の移転価格

「電球は消せない」

2010 年 8 月、関西の大手某電機メーカーへ税務調査のホットな話題。

当該メーカーは東大名証1部、更にニューヨーク証券取引所にも上場する資本金 2 千億円を超すリッチな会社・・・そこに大阪国税局調査が 2009 年 3 月期に至る 5 年間の計約 220 億円の申告漏れを指摘した。そのうちの約 7 億円は値引きを装っての中国子会社に意図的に利益を移した(朝日新聞)。

いわゆる仮装・隠ぺいを伴う所得隠しの、悪質犯という移転価格税制に接触の事案となった。

当該メーカーは中国子会社の経営が悪化したことを理由にして、自社製品の販売価格を引き下げた。

▶ 当該電機メーカーが税務調査で指摘された事項;

- ① 値引きを装った価格操作である。
- ② 取引先にプールしていた製品部材への値引きを装った価格操作を意図的におこなった。

▶ 大阪国税局の税務調査による結論;

- ① 単純な利益供与。
- ② 複数の海外子会社との間における取引上の経理ミス。
- ③ 意図的では無かった申告漏れ。

当該メーカーの企業体質には独立企業間価格の遵守などどこ吹く風なのか。更には、税務調査でも「海外子会社への意図的な所得隠し」とまで指摘された取引にも関わらず、移転価格税制へ接触もなし。非情で無情なはずの移転価格がどこかに消えてしまった。

ちなみに関係会社間取引における税務上妥当なものとしての取引価格の判断基準は、「独立した第三者間において設定されるであろう取引価格」である。この考え方は租税特別措置法にしっかりと定められてもいる。それが移転価格税制である。

「意図的な利益隠し」

主要新聞報道:2010 年 8 月	
読売新聞	電機メーカーが大阪国税局の税務調査を受け 2009 年 3 月期までの 5 年間で約 220 億円の申告漏れを指摘されたことがわかった。 <u>うち約 7 億円は海外子会社の支援を理由に意図的に利益を移したとして所得隠しと認定された。</u> 本来なら重加算税を含む追徴税額は 70 億円以上となるが法人税が課税されない赤字の決算期があり約 4 億円(更正処分)にとどまったとみられる。同社は全額納付した。 <u>関係者によると同社は中国にある子会社の財務状況が悪化したとして、この子会社との取引で商品の販売価格を引き下げた。</u> これについて、同国税局は「親会社が価格を引き下げる合理的な理由はなく課税対象となる子会社への支援金を値引きに仮装した」と判断したとみられる。これ以外は経理ミスなどによる申告漏れだった。
日本経済新聞	電機メーカーが大阪国税局の税務調査を受け海外子会社との取引などに関連し 2009 年 3 月期までの 5 年間で計約 220 億円の申告漏れを指摘されたことが 2 日分かった。うち約 7 億円は所得隠しにあたりと認定されたが重加算税は課せられていないよう。全体では数億円を追徴課税(更正処分)されたとみられる。同社は「指摘内容については全額納付した」としている。関係者によると同社は中国の子会社との取引で販売価格を引き下げていた。大阪国税局は価格の引き下げは子会社の支援が目的だったと認定。「実質的には子会社への寄付金にあたり意図的な利益の移し替えになる」と判断したもようだ。同社広報グループは「一部見解の相違があったが、指摘に従った」とコメントしている。
朝日新聞	大手電機メーカーが大阪国税局の税務調査を受け 2009 年 3 月期までの 5 年間で計約 220 億円の申告漏れ



LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

日 新 聞	を指摘されたことがわかった。このうち約7億円は値引きを装って子会社に意図的に利益を移したとして所得隠しと認定された。通常であれば追徴課税は70億円を超えるが5年間に法人税が課されない赤字の決算期があったため約4億円にとどまったとみられる。関係者によると同社は中国の子会社の経営が悪化したとして同社への自社製品の販売価格を引き下げた。大阪国税局は「利益供与にあたる」と認定。差額分を寄付金とみなし約7億円を所得隠しと指摘した。残りの約210億円は別の複数の海外子会社との間における取引上の経理ミスなどで国税局は意図的ではなかったとして申告漏れと判断した。同社広報は「見解の相違があったが当局の指摘に従った」としている。同社をめぐっては取引先にプールしていた製品の部材の値引き分について大阪国税局から今回とは別に計約1億5千万円の所得隠しを指摘されていたことが2010年6月に発覚している。
-------------	---

昨今において、税務当局は移転価格税制の適用に積極的な姿勢を見せており、いったん課税処分が行われた場合にはその金額は巨額に上る傾向にある。故に海外展開を行っている企業は移転価格リスクについて十分に注意を払わなければならない。

海外に関連会社を有する企業が、その関連会社との取引に価格便宜操作を行ったと判定された場合、それを第三者間＝独立企業間で採用される価格 (Arms Length Price) に引き直して、課税所得へ算定される「公正な取引であるか否か」の妥当性が問われる。これが移転価格の「エッセンス」である。

【消えた四文字】

だが、しかし、何故なのか。

- ▶ 親会社は中国の子会社との取引で通常価格より商品価格を引き下げた
- ▶ 海外子会社の支援を理由に意図的に利益を移した
- ▶ 中国子会社の財務状況の悪化を理由に子会社取引での商品の販売価格を引き下げた
- ▶ 海外子会社取引をめぐり通常の取引と比べて不当に安い価格で自社製品を輸出していた
- ▶ 中国の子会社との取引で販売価格を引き下げていた
- ▶ 海外取引に値引きを装って海外子会社に意図的に利益を移した
- ▶ 中国子会社の経営悪化を理由にして子会社へ親会社製品の販売価格を引き下げた
- ▶ 平成20年3月期までの数年間も取引先にリベートをプールして利益調整を図った所得隠し

報道の記事から「どこに」移転価格を免れる事由があるのだろうか。

当該電機メーカーの海外子会社取引に関する税務調査において、それが不当に安い価格での自社製品輸出と指摘した大阪局である。お天道さまはだませね〜。格好良かった大阪局。価格の引き下げは、中国の子会社に対する不当な利益供与であり、その価格差は子会社へのご寄付でした。幕締めは「寄付金課税」。

あっけなく終わった電機屋の移転価格ものがたりである。

その中国の子会社は、現地で大規模なストライキを発生させた。生産ラインの閉鎖に不満をもった80名前後の従業員が補償を求めてストにしたものであった。

【泣く子も黙らす国税局】

税務調査の現場では、詳細な審査や個々の取引に係る具体的な取り扱いなどが現場の税務調査官等に幅広く正義が委ねられて進行する。同じ関西の大手製薬会社の事案では、全米第14位アボット社との合弁子会社において抗潰瘍薬の販売での、薬屋の利益配分が不当に低いとして厳しい移転価格課税を行った。その額1,223億円の申告漏れと指摘し現在も移転価格課税ワースト2位を続けている。芸術の税制の異名を持つ移転価格税制。まさに解無き税を見たであった。国外関連取引では、企業が国外関連者から支払いを受ける対価が通常の取引価格(＝独立企業間価格)に満たない場合、その満たない金額又は企業が国外関連者に支払う金額が、独立企業間価格を超える場合に、その超える金額は所得の金額に加算される。

【税務のポジション】

多くの企業が採る税務上の位置づけの妥当性としての判断は税法を根拠にすべきは正論である。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

税法の解釈自体が多様な場合では、今回の電機メーカーが採ったポジション、即ち値引きを装った、悪質な価格操作行為に対して税務当局が最終的に認めるのか否かそこに委ねられる。不確実性が残る難しい着地となる。移転価格税制とは、今日においてもこの後者の解釈論のうえに座している税制である。

当局が最終的に認めるのか否か。

この傾斜への不確実性を持つがゆえに、移転価格ではなにより仕組みでの課税更正が怖い。先の薬屋の事案でも、取引価格はアボット社の合意なしには決められず、独立企業間価格であり、移転価格税制が適用されるべきものではない。価格を安くすれば合併会社の利益が増えて半分がアボット社にいくため、合併会社に所得を移転する意図や動機などないとも主張した。だが、薬販売で薬屋の利益配分は、不当に低いものとて厳しい移転価格課税を行った。局側の主張は不明のままだが、通常は 50/50JV の取引価格は、独立企業間価格とみられ移転価格税制は適用されず薬屋の主張は当然とも記事となった。

電機屋とは大きな違いである。今回の事案は、移転価格での怖い更正とならず、やさしく所得隠しの裁定になった。昔に見たテレビ番組、遠山さまの右肩に彫られた桜吹雪が懐かしい。

【寄付はすばらしい】

時価課税の問題が浮上する昨今は、連結納税制度において同一の連結納税主体を構成するグループ企業間の取引であっても、時価とかい離する取引については寄付金又は受贈益課税が重宝される。国際課税では、国内事業の海外移転における内国法人と外国子会社間での対価の妥当性は、今後とも寄付金と移転価格が競り合うことだろう。

法人税法第 37 条:	
第 7 項	寄付金の額は寄付金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず内国法人と金銭其の他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与(広告宣伝、見本品費用其の他これらに類する費用、交際費、接待費、福利厚生費とされるべきものを除く。次項同じ)をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額とする。
第 8 項	内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄付金の額に含まれるものとする。

同条第 7 項は、内国法人が金銭其の他の資産又は経済的に利益の贈与又は無償の供与を行った場合、それがどのような名目で行われているかを問わず、その資産又は経済的利益の額を寄付金の額として取り扱うものである。移転価格と寄付金、どちらも鋭い峰である。

国を跨いで国際的に行われる取引と国内で行われる取引を必ずしも同一視してみることは全てが適切ではない。グループ間の取引での参考とされるものは移転価格税制である。それを国内税制に持ち込んで或いは取り込んで、是とする法は慎重な検討と納得の説明が必要ではないだろうか。移転価格での情報申告として、法人税申告書別表十七(三)がある。いわゆる移転価格税制における、独立企業間取引価格の算定方法を具体的に記載させるものである。

当局へ企業の情報が吸い集められていく資料である。それは税務当局の闇魔帳となっていく。多くの善良な日本企業は今後とも「移転価格のルール」を遵守することである。そして中国。いまや中国は世界でも移転価格での強権発動トップ・ランクの国となっている。

以上